

予算の要領の公表

宮 崎 県

令和4年度宮崎県一般会計予算

令和4年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 641,477,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 104,840,000
	1 県 民 税	33,010,532
	2 事 業 税	24,344,777
	3 地 方 消 費 税	19,779,030
	4 不 動 産 取 得 税	2,185,440
	5 県 た ば こ 税	1,264,145
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	370,641
	8 自 動 車 税	14,443,395
	9 鉦 区 税	7,193
	12 軽 油 引 取 税	9,128,602
	13 狩 猟 税	20,693
	14 産 業 廃 棄 物 税	285,552
2 地 方 消 費 税 清 算 金		51,137,566
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	51,137,566
3 地 方 譲 与 税		20,228,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,921,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	68,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	96,000
	6 自 動 車 重 量 譲 与 税	139,000
	7 森 林 環 境 譲 与 税	173,000

款	項	金 額
	8 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	千円 17,831,000
4 地 方 特 例 交 付 金		651,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	651,000
5 地 方 交 付 税		184,979,000
	1 地 方 交 付 税	184,979,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		499,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	499,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,778,022
	1 分 担 金	75,629
	2 負 担 金	1,702,393
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,877,773
	1 使 用 料	7,095,353
	2 手 数 料	20,520
	3 証 紙 収 入	2,761,900
9 国 庫 支 出 金		123,362,613
	1 国 庫 負 担 金	36,848,447
	2 国 庫 補 助 金	84,827,522
	3 委 託 金	1,686,644
10 財 産 収 入		888,522
	1 財 産 運 用 収 入	561,219
	2 財 産 売 払 収 入	327,303
11 寄 附 金		359,884

一般会計

款	項	金 額
	1 寄 附 金	千円 359,884
12 繰 入 金		37,208,632
	1 特 別 会 計 繰 入 金	572,144
	2 基 金 繰 入 金	36,636,488
14 諸 収 入		51,777,588
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	62,222
	2 県 預 金 利 子	418
	3 貸 付 金 元 利 収 入	43,857,897
	4 受 託 事 業 収 入	898,085
	5 収 益 事 業 収 入	2,663,000
	7 雑 入	4,295,956
	8 利 子 割 精 算 金 収 入	10
15 県 債		53,889,400
	1 県 債	53,889,400
歳 入 合 計		641,477,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1, 173, 065
	1 議 会 費	1, 173, 065
2 総 務 費		36, 615, 878
	1 総 務 管 理 費	12, 996, 716
	2 企 画 費	13, 765, 566
	3 徴 税 費	5, 301, 675
	4 市 町 村 振 興 費	1, 291, 245
	5 選 挙 費	1, 444, 778
	6 防 災 費	1, 220, 205
	7 統 計 調 査 費	278, 939
	8 人 事 委 員 会 費	147, 819
	9 監 査 委 員 費	168, 935
3 民 生 費		96, 125, 902
	1 社 会 福 祉 費	63, 674, 238
	2 児 童 福 祉 費	28, 281, 965
	3 生 活 保 護 費	3, 791, 535
	4 災 害 救 助 費	378, 164
4 衛 生 費		46, 740, 790
	1 公 衆 衛 生 費	30, 264, 567
	2 環 境 衛 生 費	2, 690, 037

一般会計

款	項	金 額
	3 保 健 所 費	千円 1,658,482
	4 医 藥 費	12,127,704
5 勞 働 費		1,605,523
	1 勞 政 費	498,275
	2 職 業 訓 練 費	1,006,961
	4 勞 働 委 員 会 費	100,287
6 農 林 水 産 業 費		55,579,687
	1 農 業 費	15,704,436
	2 畜 産 業 費	7,804,795
	3 農 地 費	10,460,037
	4 林 業 費	15,497,354
	5 水 産 業 費	6,113,065
7 商 工 費		50,616,013
	1 商 業 費	45,155,557
	2 工 鉱 業 費	3,054,677
	3 観 光 費	2,405,779
8 土 木 費		64,475,613
	1 土 木 管 理 費	3,843,098
	2 道 路 橋 梁 費	34,868,476
	3 河 川 海 岸 費	16,966,693
	4 港 湾 費	3,435,550
	5 都 市 計 画 費	3,308,099

款	項	金 額
	6 住 宅 費	千円 2,053,697
9 警 察 費		27,126,992
	1 警 察 管 理 費	23,767,232
	2 警 察 活 動 費	3,359,760
10 教 育 費		117,742,938
	1 教 育 総 務 費	26,577,258
	2 小 学 校 費	33,211,506
	3 中 学 校 費	21,972,843
	4 高 等 学 校 費	20,240,408
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,153,302
	6 社 会 教 育 費	2,251,525
	7 保 健 体 育 費	3,291,035
	8 大 学 費	1,045,061
11 災 害 復 旧 費		15,375,120
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,069,225
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,120,495
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		80,018,043
	1 公 債 費	80,018,043
13 諸 支 出 金		48,181,436
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	19,557,810

一般会計

款	項	金 額
	3 利 子 割 交 付 金	千円 54,908
	4 配 当 割 交 付 金	266,789
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	249,696
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	25,654,557
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	259,449
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 利 子 割 精 算 金	10
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	403,255
	12 法 人 事 業 税 交 付 金	1,734,862
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		641,477,000

第2表 債務負担行為		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
(国民スポーツ大会準備課)		千円
県有スポーツ施設整備事業（体育館サブアリーナ備品等整備）	令和 4年度から 令和 5年度まで	58,737
(人 事 課)		
次期人事給与庶務システム構築事業	令和 4年度から 令和11年度まで	1,514,196
(財産総合管理課)		
西臼杵支庁舎空調設備改修工事	令和 4年度から 令和 5年度まで	75,267
宮崎県東京ビル再整備事業（モニタリング業務）	令和 4年度から 令和 8年度まで	20,000
(税 務 課)		
自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和 4年度から 令和 5年度まで	15,290
(市町村課)		
県議会議員選挙臨時啓発費	令和 4年度から 令和 5年度まで	9,286
県議会議員選挙執行費	令和 4年度から 令和 5年度まで	11,000
(健康増進課)		
がん医療均てん化推進事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	20,000
(自然環境課)		
山地治山事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	260,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(森林経営課)		
令和4年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和4年度から 令和24年度まで	借入額 231,781 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
森林環境保全整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
(商工政策課)		
令和4年度設備貸与機関損失補償	令和4年度から 令和11年度まで	125,000
令和4年度中小企業融資制度損失補償	令和4年度から 令和20年度まで	100,000
(雇用労働政策課)		
令和4年度離職者等再就職訓練事業	令和4年度から 令和6年度まで	49,414
(企業立地課)		
令和4年度企業立地促進補助金	令和4年度から 令和8年度まで	667,040
(農業普及技術課)		
令和4年度農業近代化資金利子補給	令和4年度から 令和25年度まで	770,208
令和4年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	令和4年度から 令和10年度まで	23,513
令和4年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和4年度から 令和20年度まで	24,707
令和4年度肥育素牛価格変動対策資金利子補給	令和4年度から 令和8年度まで	42,900
(農業担い手対策課)		
令和4年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和4年度から 令和25年度まで	借入額 240,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
(農村整備課)		千円
県営経営体育成基盤整備事業（塩屋原地区、野尻原1期地区）	令和4年度から 令和5年度まで	95,000
県営ため池等整備事業（中地区）	令和4年度から 令和5年度まで	30,000
県営湛水防除事業（正蓮寺地区）	令和4年度から 令和5年度まで	50,000
(水産政策課)		
令和4年度漁業近代化資金利子補給	令和4年度から 令和25年度まで	134,226
令和4年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和4年度から 令和20年度まで	9,454
令和4年度漁海況変動等対策資金利子補給	令和4年度から 令和5年度まで	1,500
(漁業管理課)		
水産基盤（漁港）整備事業	令和4年度から 令和6年度まで	900,000
(畜産振興課)		
令和4年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和4年度から 令和6年度まで	借入額 137,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和4年度畜産特別資金融通事業利子補給	令和4年度から 令和29年度まで	14,805
令和4年度家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給	令和4年度から 令和11年度まで	11,746
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業 主要地方道高城山田線道路メンテナンス事業（（仮称）王子橋上部工）	令和4年度から 令和7年度まで	1,600,000
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連携道路事業（（仮称）山下橋下部工）	令和4年度から 令和6年度まで	760,000
公共道路新設改良事業 主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）古城2号橋下部工）	令和4年度から 令和5年度まで	120,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業 一般県道奈佐木高岡線社会資本整備総合交付金事業（猪之口工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	千円 40,000
公共道路新設改良事業 一般県道木脇高岡線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）宮王丸橋下部工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	160,000
公共道路新設改良事業 主要地方道東郷西都線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）塊所橋下部工、仮棧橋工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	600,000
公共道路新設改良事業 国道 388号社会資本整備総合交付金事業（新屋敷工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	160,000
公共道路新設改良事業 国道 503号社会資本整備総合交付金事業（鶴野工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	150,000
公共道路新設改良事業 主要地方道竹田五ヶ瀬線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）波帰之瀬橋下部工）	令和 4年度から 令和 8年度まで	930,000
公共道路新設改良事業 国道 219号防災・安全社会資本整備交付金事業（越野尾二之渡工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	70,000
公共道路新設改良事業 主要地方道高鍋高岡線防災・安全社会資本整備交付金事業（（仮称）鐘塚橋仮橋工）	令和 4年度から 令和 7年度まで	120,000
公共道路新設改良事業 国道 327号防災・安全社会資本整備交付金事業（切瀬工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	300,000
公共道路新設改良事業 国道 388号防災・安全社会資本整備交付金事業（松瀬工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	290,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全社会資本整備交付金事業（（仮称）十根川第1橋下部工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	70,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全社会資本整備交付金事業（十根川工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	150,000
公共道路新設改良事業 国道 327号防災・安全社会資本整備交付金事業（（仮称）佐土の谷3号トンネル）	令和 4年度から 令和 6年度まで	1,900,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(道路保全課)		
沿道修景美化推進対策事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	685,700
公共道路維持事業 一般県道元狩倉日南線防災・安全社会 資本整備交付金事業（飢肥工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	100,000
公共道路維持事業 一般県道高鍋美々津線防災・安全社会 資本整備交付金事業（都南橋工区）	令和 4年度から 令和 5年度まで	330,000
県単道路維持事業	令和 4年度から 令和 5年度まで	700,000
(河 川 課)		
公共河川事業 宮田川広域河川改修事業（（仮称）鐘 塚橋仮設橋設置工）	令和 4年度から 令和 7年度まで	120,000
公共河川事業 三財川広域河川改修事業（河底横過ト ンネル工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	700,000
公共河川事業 祝子川広域河川改修事業（護岸工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	150,000
公共河川事業 浦上川総合流域防災事業（（仮称）櫛 津1号橋上下部工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	100,000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業（（仮称） 寺橋仮設橋設置工）	令和 4年度から 令和 6年度まで	16,000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業（（仮称）福 瀬大橋仮橋P1工事、P2工事）	令和 4年度から 令和 5年度まで	280,000
(港 湾 課)		
公共港湾建設事業 宮崎港社会資本整備総合交付金事業（ （仮称）緑道橋上部工）	令和 4年度から 令和 5年度まで	250,000
(建築住宅課)		
公共県営住宅建設事業（県営出来島団 地）	令和 4年度から 令和 5年度まで	601,000
(スポーツ振興課)		
練習環境整備事業（屋内走路建設工事 ）	令和 4年度から 令和 5年度まで	200,000

事 項	期 間	限 度 額
練習環境整備事業（陸上競技場、第三 競技場改修工事）	令和 4年度から 令和 5年度まで	千円 244,114

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎公舎等整備事業	千円 451,700	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以 内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
山 地 治 山 事 業	1,229,200			
林 道 事 業	645,400			
農 地 防 災 事 業	507,600			
土 地 改 良 事 業	1,883,100			
漁 港 事 業	811,200			
河 川 事 業	5,483,100			
砂 防 事 業	2,551,100			
港 湾 事 業	892,700			
道 路 橋 梁 事 業	8,789,400			
高 速 自 動 車 国 道 建 設 事 業	2,554,500			
臨 時 県 道 整 備 事 業	2,982,200			
地 域 づ く り 関 連 道 路 整 備 事 業	789,500			
公 営 住 宅 建 設 事 業	406,800			
海 岸 保 全 河 川 事 業	162,400			
海 岸 保 全 港 湾 事 業	93,300			
海 岸 保 全 漁 港 事 業	42,300			
街 路 事 業	420,100			
公 園 事 業	551,800			
空 港 整 備 対 策 事 業	371,800			
自 然 災 害 防 止 事 業	357,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時河川等整備事業	千円 144,300		%	
高等学校整備事業	2,214,400			
社会教育施設整備事業	222,600			
交通安全施設整備事業	365,300			
警察施設整備事業	221,900			
緊急防災基盤整備事業	90,400			
災害復旧事業	3,800,700			
臨時財政対策債	8,822,000			
県有体育施設整備事業	4,543,400			
みやぎ丸代船 建造事業	888,200			
中小企業高度化資金 貸付金	600,000			
計	53,889,400			

令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 26
	1 財 産 運 用 収 入	26
12 繰 入 金		28,016
	1 特 別 会 計 繰 入 金	28,016
歳 入 合 計		28,042

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 28,042
	2 企 画 費	28,042
歳 出 合 計		28,042

令和４年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和４年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,887,847千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和４年２月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 79,606,265
	3 一 般 会 計 繰 入 金	79,606,265
15 県 債		3,281,582
	1 県 債	3,281,582
歳 入 合 計		82,887,847

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 2,977,000
	1 総 務 管 理 費	2,977,000
12 公 債 費		79,910,847
	1 公 債 費	79,910,847
歳 出 合 計		82,887,847

令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和4年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,458,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 31,684,344
	2 負 担 金	31,684,344
9 国 庫 支 出 金		35,362,765
	1 国 庫 負 担 金	23,145,783
	2 国 庫 補 助 金	12,216,982
10 財 産 収 入		3,800
	1 財 産 運 用 収 入	3,800
12 繰 入 金		8,947,757
	2 基 金 繰 入 金	1,551,557
	3 一 般 会 計 繰 入 金	7,396,200
14 諸 収 入		40,459,726
	7 雑 入	40,459,726
歳 入 合 計		116,458,392

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 116,458,392
	1 社 会 福 祉 費	116,458,392
歳 出 合 計		116,458,392

令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 299,676千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,805
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,805
13 繰 越 金		187,194
	1 繰 越 金	187,194
14 諸 収 入		110,677
	3 貸 付 金 元 利 収 入	90,631
	7 雑 入	20,046
歳 入 合 計		299,676

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 271,658
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	271,658
12 公 債 費		28,018
	1 公 債 費	28,018
歳 出 合 計		299,676

令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和4年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 140,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		72,725
	1 財 産 運 用 収 入	1,530
	2 財 産 売 払 収 入	71,195
12 繰 入 金		66,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	66,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		140,345

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 68,030
	4 林 業 費	68,030
12 公 債 費		72,315
	1 公 債 費	72,315
歳 出 合 計		140,345

令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和4年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 180,416
	2 財 産 売 払 収 入	180,416
12 繰 入 金		16,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	16,000
14 諸 収 入		18,282
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	18,182
歳 入 合 計		214,698

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 159,437
	4 林 業 費	159,437
12 公 債 費		55,261
	1 公 債 費	55,261
歳 出 合 計		214,698

令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 902,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 854,237
	1 繰越金	854,237
14 諸収入		48,631
	2 県預金利子	5
	3 貸付金元利収入	48,129
	7 雑入	497
歳 入 合 計		902,868

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 902,868
	4 林業費	902,868
歳 出 合 計		902,868

令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,389,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 800,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	800,000
13 繰 越 金		181,229
	1 繰 越 金	181,229
14 諸 収 入		208,592
	3 貸 付 金 元 利 収 入	208,192
	7 雑 入	400
15 県 債		3,200,000
	1 県 債	3,200,000
歳 入 合 計		4,389,821

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 4,289,643
	1 商 業 費	4,289,643
12 公 債 費		100,178
	1 公 債 費	100,178
歳 出 合 計		4,389,821

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金 貸 付 金	千円 3,200,000	証書借入	% 0	起債の日から20年以内（ 据置3年以内）において元 金均等に償還する。 償還財源は、当該貸付金 に係る貸付先からの償還金 又はその他の財源とする。 ただし、中小企業基盤整 備機構との契約条件により 繰上償還することができる 。
計	3,200,000			

令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和4年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,286千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 43,386
	3 一 般 会 計 繰 入 金	43,386
13 繰 越 金		1,900
	1 繰 越 金	1,900
歳 入 合 計		45,286

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 45,286
	3 観 光 費	45,286
歳 出 合 計		45,286

令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和4年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 198
	1 使 用 料	198
10 財 産 収 入		2,007
	1 財 産 運 用 収 入	2,007
12 繰 入 金		9,422
	3 一 般 会 計 繰 入 金	9,422
13 繰 越 金		5,255
	1 繰 越 金	5,255
歳 入 合 計		16,882

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 16,882
	3 観 光 費	16,882
歳 出 合 計		16,882

令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 267,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 938
	3 一 般 会 計 繰 入 金	938
13 繰 越 金		214, 351
	1 繰 越 金	214, 351
14 諸 収 入		52, 360
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	52, 350
歳 入 合 計		267, 649

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 267, 649
	5 水 産 業 費	267, 649
歳 出 合 計		267, 649

令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和4年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 567,312千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		537,312
	3 一 般 会 計 繰 入 金	537,312
歳 入 合 計		567,312

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 567,312
	1 土 木 管 理 費	567,312
歳 出 合 計		567,312

令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,224,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 474,032
	1 使 用 料	474,032
12 繰 入 金		200,752
	3 一 般 会 計 繰 入 金	200,752
15 県 債		550,000
	1 県 債	550,000
歳 入 合 計		1,224,784

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 1,022,032
	4 港 湾 費	1,022,032
12 公 債 費		200,752
	1 公 債 費	200,752
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,224,784

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
細 島 港 整 備 事 業	千円 550,000	証書借入 又は証券発 行の方法に よる。 発行価格 が額面金額 を下回ると きは、その 発行差額を 埋めるため 必要な金額 を加算した 額を限度額 とすること ができる。	% 9.0以 内（ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て利率の 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率）	起債の日から30年以内に おいて、元利均等、元金均 等又は満期一括などの方法 により償還する。 ただし、県財政の都合に より据置期間及び償還期限 の短縮若しくは繰上償還又 は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を 受けるときは、当該機関の 定める条件による。
計	550,000			

令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和4年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 238,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 187,776
	2 財 産 売 払 収 入	187,776
13 繰 越 金		49,393
	1 繰 越 金	49,393
14 諸 収 入		841
	7 雑 入	841
歳 入 合 計		238,010

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 238,010
	4 高 等 学 校 費	238,010
歳 出 合 計		238,010

令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和4年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,588,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 2,497,483
	1 繰越金	2,497,483
14 諸収入		1,091,267
	3 貸付金元利収入	927,845
	7 雑入	163,422
歳 入 合 計		3,588,750

歳 出

款	項	金 額
10 教育費		千円 3,588,750
	1 教育総務費	3,588,750
歳 出 合 計		3,588,750

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 497,058,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,936,088千円
第1項 営業収益	4,510,708千円
第2項 附帯事業収益	83,503千円
第3項 財務収益	249,380千円
第4項 営業外収益	92,497千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	5,101,006千円
第1項 営業費用	4,609,160千円
第2項 附帯事業費用	70,674千円
第3項 財務費用	13,625千円
第4項 営業外費用	357,547千円
第5項 特別損失	0千円
第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	－164,918千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 3,031,820千円は、減債積立金 208,178千円、建設改良積立金 418,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,326,132千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,510千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	80,615千円
第1項 工事負担金	9,632千円
第2項 貸付金返還金	69,967千円
第3項 補助金	1,016千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,112,435千円
第1項 建設改良費	2,804,241千円
第2項 企業債償還金	208,178千円
第3項 雑支出	16千円
第4項 予備費	100,000千円
収 支 残	－3,031,820千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	田代八重発電所自 動制御装置更新及 び水車発電機精密 点検工事	石河内第一発電所 接地型計器用変圧 器取替工事	計
	千円	千円	千円
令和4年度	0	0	0
令和5年度	203,096	3,229	206,325
計	203,096	3,229	206,325

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	田代八重発電所自 動制御装置更新及 び水車発電機精密 点検工事	石河内第一発電所 接地型計器用変圧 器取替工事	計
	千円	千円	千円
令和4年度	55,000	2,420	57,420
令和5年度	254,632	22,438	277,070
計	309,632	24,858	334,490

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）営業費用
- （2）附帯事業費用
- （3）財務費用
- （4）営業外費用
- （5）特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 1,081,638千円
- （2）交際費 300千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水事業所数 14社

（2） 年間総給水量 35,835,700m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	366,225千円
第1項 営業収益	330,478千円
第2項 営業外収益	35,747千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	419,958千円
第1項 営業費用	400,941千円
第2項 営業外費用	13,017千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	6,000千円
収 支 残	－53,733千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額87,333千円は、減債積立金 1,455千円、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金24,850千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,028千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	87,333千円
第1項 建 設 改 良 費	15,878千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,455千円
第3項 借 入 金 償 還 金	60,000千円
第4項 予 備 費	10,000千円
収 支 残	－87,333千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 66,005千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間施設利用者数 31,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	21,531千円
第1項 営業収益	19,764千円
第2項 営業外収益	1,767千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	19,330千円
第1項 営業費用	17,065千円
第2項 営業外費用	1,465千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	800千円
収 支 残	2,201千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,591千円は、過年度分損益勘定留保資金16,295千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 296千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	16,591千円
第1項 建 設 改 良 費	3,623千円
第2項 借 入 金 償 還 金	9,968千円
第3項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	－16,591千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営 業 費 用

(2) 営 業 外 費 用

(3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 907千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

令和4年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 1,193床

(2) 年間患者数

入 院 305,505人

外 来 348,219人

(3) 一日平均患者数

入 院 837人

外 来 1,433人

(4) 主要な建設改良事業

県立宮崎病院解体他工事 1,523,436千円

医療器械等資産購入 1,679,137千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	39,283,223千円
第1項 医 業 収 益	29,219,321千円
第2項 医 業 外 収 益	10,063,902千円
第3項 特 別 利 益	0千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	39,834,035千円
第1項 医 業 費 用	39,238,635千円
第2項 医 業 外 費 用	592,400千円
第3項 特 別 損 失	0千円

第4項 予 備 費	3,000千円
収 支 残	－550,812千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,853,866千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,848,007千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,859千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	7,250,745千円
第1項 企 業 債	4,868,700千円
第2項 一 般 会 計 負 担 金	2,382,045千円
第3項 補 助 金	0千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9,104,611千円
第1項 建 設 改 良 費	5,611,611千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,456,000千円
第3項 投 資	36,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
収 支 残	－1,853,866千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立延岡病院非常用発電設備二重化改修事業	令和4年度から 令和5年度まで	千円 214,953
県立延岡病院リハビリテーションセンター他整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	80,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める

。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 3,551,100	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下	% 9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。
資産購入	1,317,600	回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とする	入れる資金について利率の見直しを行った後において	ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	4,868,700	ことができる。	は、当該見直し後の利率)	その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,786,225千円

(2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、252,230千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,449,062千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	血管撮影装置	式 1

令和4年2月17日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

